

市立岡谷図書館の雑誌に関する広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡谷市広告掲載要綱（平成18年岡谷市告示第24号。以下「要綱」という。）及び岡谷市広告掲載基準（平成18年岡谷市告示第25号）に定めるもののほか、市立岡谷図書館（以下「図書館」という。）の雑誌に関する広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の方法)

第2条 広告掲載の方法は、図書館が購入した雑誌に広告用のカバーを取り付け、当該カバーに広告を行うものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の表示位置等は、次のとおりとし、雑誌の配架位置は、岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が決定するものとする。

- (1) 雑誌のカバー表面については、縦4センチメートル、横13センチメートル以内で、白地に黒文字とし、貼付位置は、カバー底辺より4cm上部の中央とする。
- (2) 雑誌のカバー裏面については、カバーに収まるサイズとし、片面印刷とする。
- (3) 雑誌架については、縦21センチメートル、横15センチメートル以内とする。

2 広告は、広告主が作成するものとする。

(広告の掲出期間)

第4条 広告の掲出期間は、1年間以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、掲出期間を指定し、又は延長することができるものとする。

(雑誌の選定)

第5条 広告を掲載する雑誌は、図書館が選定するものとする。

2 広告主は、図書館が選定する雑誌のなかから、広告を掲載する雑誌を選択するものとする。

(広告主の募集)

第6条 広告主は、随時募集するものとする。

(申込方法)

第7条 雑誌に広告を掲載しようとする者は、市立岡谷図書館の雑誌に関する広告掲載申請書（様式第1号）及び広告図案を教育委員会に提出するものとする。

(広告主の決定)

第8条 教育委員会は、前項の申請書等の提出を受けたときは、内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、掲載する広告の可否を決定するに当たり、必要があると認めるときは、要綱第7条に規定する岡谷市広告審査委員会の意見を聴くことができる。

3 教育委員会は、広告掲載の可否を決定したときは、市立岡谷図書館の雑誌に関する広告掲載決定通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)により通知するものとする。

(広告料の支払方法)

第9条 広告主は、決定通知書を受け取った日から30日以内に広告料を納入するものとする。

2 支払は、年額の一括払いとし、一雑誌一箇月当たり1,000円とする。

(雑誌が休刊等した場合の措置)

第10条 雑誌が休刊等となった場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に振り替えるものとする。

(広告掲載決定の取消し)

第11条 教育委員会は、第9条に定める期日までに広告料の納入がないときは、広告掲載決定を取り消すことができる。

(広告料の還付)

第12条 広告主の都合により掲載を取り消す場合は、掲載をしなかった月数に応じて月割計算した額を広告主に還付することができる。

(広告掲載の責務)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月5日から施行する。